

北海道警察釧路方面本部告示第104号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について公開による意見の聴取を行うので、同法第104条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年6月10日

北海道警察釧路方面本部長 高橋俊章

1 意見の聴取の期日

令和8年6月23日（火）午前10時0分から

2 意見の聴取の場所

帯広市西19条北2丁目1

北海道警察釧路方面本部交通課 帯広運転免許試験場 意見の聴取会場